

学校法人シュタイナー学園寄附行為

第1章 総則

第1条 (名称)

この法人は、学校法人シュタイナー学園と称する。

第2条 (事務所)

この法人は、事務所を神奈川県相模原市緑区名倉 2805 番地 1 に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 (目的)

この法人は、教育基本法及び学校教育法に基づき、シュタイナー教育の理念に則した学校教育を行うことを目的とする。

第4条 (設置する学校)

この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- (1) シュタイナー学園初等部
- (2) シュタイナー学園中等部
- (3) シュタイナー学園高等部 全日制課程 普通科

第4条の2 (設置する認可外保育施設)

この法人は、次に掲げる認可外保育施設を設置する。

- (1) シュタイナー保育園とねりこ子どもの家
- (2) シュタイナー保育園おひさま子どもの家

第5条 (収益事業)

この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。

- (1) その他の小売業
- (2) その他の教育、学習支援業

第3章 機関の設置

第6条 (役員及び評議員の設置)

- 1 この法人に、次の役員を置く。
 - (1) 理事：7名
 - (2) 監事：2名
- 2 この法人に、12名以上15名以内の評議員を置く。

第7条 (理事・評議員選任委員会)

- 1 この法人の理事及び評議員の選任機関は、理事・評議員選任委員会とする。
- 2 理事・評議員選任委員会の構成員は、全ての理事及び評議員8名とする。
- 3 理事・評議員選任委員会の構成員となる評議員は、評議員会の決議によって選任する。
- 4 理事・評議員選任委員会の構成員は、理事又は評議員の職を失ったときは、理事・評議員選任委員会の構成員としての地位を失うものとする。
- 5 理事・評議員選任委員会の構成員の任期は、3年とする。
- 6 理事・評議員選任委員会は、理事・評議員選任委員会の決議によって定められた者が招集する。
- 7 理事・評議員選任委員会が理事及び評議員を選任するときは、理事長に対し、評議員会の招集

- を求め、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。
- 8 理事・評議員選任委員会は、前項の評議員会の意見を十分に参酌し、理事及び評議員を選任しなければならない。
 - 9 理事・評議員選任委員会の決議は、理事・評議員選任委員会の構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
 - 10 監事又は評議員会は、理事・評議員選任委員会に対し必要な報告又は求めを行おうとするときは、理事・評議員選任委員会招集権者（第6項に規定する者をいう。以下この項及び第29条第1項第5号において同じ。）に対し、理事・評議員選任委員会の招集を請求することができる。この場合において、理事・評議員選任委員会招集権者は、理事・評議員選任委員会を招集しなければならない。
 - 11 理事・評議員選任委員会の議事録その他理事・評議員選任委員会の運営に関し必要な事項は、別途規程等でこれを定める。

第4章 理事会及び理事

第8条（理事の選任）

- 1 理事は、次の各号に掲げる者とする。
 - (1) シュタイナー学園の初等部校長、中等部校長及び高等部校長の互選により選出され、理事・評議員選任委員会により選任された者：1名
 - (2) 前号の理事以外の者で、教員のうちから教師会において推薦され、理事・評議員選任委員会により選任された者：1名以上3名以内
 - (3) 理事会において推薦され、理事・評議員選任委員会により選任された者：1名以上3名以内
 - (4) 評議員会において推薦され、理事・評議員選任委員会により選任された者：1名以上3名以内
 - (5) 学園総会において推薦され、理事・評議員選任委員会により選任された者：1名以上3名以内
- 2 前項第1号及び第2号に定める理事は、校長又は教員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。
- 3 理事選任機関は、理事の総数が第6条に定める定数を下回ることとなるときに備えて、補欠の理事を選任することができる。

第9条（理事の資格及び構成）

理事の選任に当たっては、私立学校法第31条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守するとともに、この法人の理事は、他の2人以上の理事と親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）であってはならない。

第10条（理事の任期）

- 1 理事の任期は、選任後3年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。
- 2 理事は、再任されることができる。

第11条（理事の解任及び退任）

- 1 理事が次の各号のいずれかに該当するときは、理事・評議員選任委員会の決議によって解任することができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- (3) 理事としてふさわしくない非行があったとき
- 2 理事が前項各号のいずれかに該当するときは、評議員会は、理事・評議員選任委員会に対し、当該理事の解任を求めることができる。
- 3 前項の場合において、理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該理事の解任を求める旨の議案が評議員会において否決されたとき、又は当該理事の解任を求める旨の評議員会の決議があった日から2週間以内に理事・評議員選任委員会による解任がされなかったときは、評議員は、当該議案が否決された日又は当該決議があった日から2週間を経過した日から30日以内に、訴えをもって当該理事の解任を請求することができる。
- 4 理事は次の事由によって退任する。
 - (1) 任期の満了
 - (2) 辞任
 - (3) 死亡

第12条（理事に欠員を生じた場合の措置）

- 1 理事は、第6条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の理事が選任されるまでは、なお理事としての権利義務を有する。
- 2 理事のうち、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

第13条（理事会の構成）

理事会は、全ての理事で組織する。

第14条（理事会の権限）

理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

第15条（理事の職務）

- 1 理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事のうち1名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。
- 3 理事長を除く全ての理事を業務執行理事とし、理事会の決議によって選定する。
- 4 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 5 業務執行理事は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。
- 6 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、業務執行理事がその職務（理事長に事故があるときに当該職務を行う者が別に定められている職務を除く。）を行う。

第16条（代表権の制限）

理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

第17条（理事の報告義務）

- 1 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 2 理事は、競業及び利益相反取引をしようとするときは、理事会において、当該取引について重要な事項を開示し、その承認を受けなければならない。
- 3 理事は、この法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事項を発見したときには、直ちに当該事実を監事に報告しなくてはならない。

第 18 条（理事会の招集）

- 1 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事長以外の理事は、理事長に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 4 理事長が、前項の請求のあった日から 5 日以内に、その請求の日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しない場合には、招集を請求した理事は理事会を招集することができる。
- 5 理事会を招集するには、各理事及び各監事に対して、会議の日時及び場所並びに会議の目的である事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の 1 週間前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
- 7 前 2 項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

第 19 条（理事会の運営）

- 1 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 2 前条第 2 項及び第 4 項並びに第 29 条第 2 項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

第 20 条（理事会の決議）

- 1 理事会の決議は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、理事の総数（現在数）の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) この寄附行為の変更
 - (2) 私立学校法第 109 条第 1 項第 1 号に定める事由による解散
 - (3) この法人の合併
 - (4) 予算及び事業計画の作成又は変更
 - (5) 第 65 条第 1 項各号に定める書類の承認
 - (6) 基本財産の処分
 - (7) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）その他予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
 - (8) 残余財産の帰属者の決定
 - (9) 収益を目的とする事業に関する重要な事項
- 3 前 2 項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
- 4 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。

第 21 条（業務の決定の委任）

法令及びこの寄附行為の規定により理事会において決定しなければならない事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

第 22 条（理事会の議事録）

- 1 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事 2 名以上及び出席した監事が署名（電磁的記録により作成される議事録にあっては、電子署名。第 47 条第 2 項において同じ。）又は記名押印し、理事会の日から 10 年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

- 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第5章 監事

第23条（監事の選任）

- 1 監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。
- 3 評議員会は、理事の総数が第6条に定める定数を下回ることとなるときに備えて、補欠の監事を選任することができる。

第24条（監事の資格）

監事の選任に当たっては、私立学校法第31条第3項及び第6項並びに第46条に規定する資格に関する要件を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、この法人の監事は、他の監事と親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

第25条（監事の任期）

- 1 監事の任期は、選任後3年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。
- 2 監事は、再任されることができる。

第26条（監事の解任及び退任）

- 1 監事が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
 - (3) 監事としてふさわしくない非行があったとき
- 2 監事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該監事を解任する旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該評議員会の日から30日以内に、訴えをもって当該監事の解任を請求することができる。
- 3 監事は次の事由によって退任する。
 - (1) 任期の満了
 - (2) 辞任
 - (3) 死亡

第27条（監事の選任若しくは解任又は辞任に関する手続）

- 1 理事は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。
- 2 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の会議の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。
- 3 監事は、評議員会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。
- 4 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べるることができる。

- 5 理事は、前項の者に対し、同項の評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

第 28 条（監事に欠員を生じた場合の措置）

- 1 監事は、第 6 条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の監事が選任されるまでは、なお、監事としての権利義務を有する。
- 2 監事のうち、その定数の 2 分の 1 を超えるものが欠けたときは、1 月以内に補充しなければならない。

第 29 条（監事の職務）

- 1 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
 - (1) この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について、毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後 3 月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
 - (3) 理事会及び評議員会に出席して意見を述べること。
 - (4) この法人の業務若しくは財産又は理事の職務の執行の状況に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき又は不正の行為がなされ、若しくは法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、これを理事会及び評議員会並びに神奈川県知事(当該報告が理事の業務の執行に関するものであるときは、理事・評議員選任委員会を含む。)に報告すること。
 - (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長又は理事・評議員選任委員会招集権者に対して理事会及び評議員会又は理事・評議員選任委員会の招集を請求すること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、法令又はこの寄附行為により監事が行うこととされた職務
- 2 前項第 5 号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。理事・評議員選任委員会の招集を請求した場合も、同様とする。

第 30 条（監事の調査権限等）

- 1 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 2 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他私立学校法施行規則で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくはこの寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

第 31 条（監事による理事の行為の差止め）

監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該理事の行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

第 6 章 評議員会及び評議員

第 32 条（評議員の選任）

- 1 評議員は、次の各号に掲げる者とし、理事・評議員選任委員会において選任する。
 - (1) この法人の職員のうちから選任した者：1 名以上 3 名以内
 - (2) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢 25 年以上のものの中から選任した者：1

- 名以上3名以内
- (3) この法人の設置する学校の卒業生若しくは修了生の保護者又は NPO 法人東京シュタイナーシュレー若しくは NPO 法人藤野シュタイナー高等学園に在席していた児童生徒の保護者のうちから選任した者：1名以上3名以内
 - (4) この法人の設置する学校の在校生の保護者であって、学園総会の会員に直近の1年間に亘って在籍し、かつ学園総会において推薦されたものうちから選任した者：1名以上3名以内
 - (5) この法人の設置する学校の所在する地域の在住者又は在職者のうちから選任した者：1名以上3名以内
 - (6) 学識経験者（この法人の職員を除く。）のうちから選任した者：1名以上3名以内
 - (7) 法人経営に関わる経験及び専門的知見を有する者のうちから選任した者：1名以上3名以内
- 2 前項第1号又は第4号に定める評議員は、この法人の職員又は在校生保護者の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。ただし、これに該当する場合であっても、理事・評議員選任委員会の決議により、私立学校法第62条第3項の定めの際において、第34条に定める任期満了まで評議員の職を維持することができる。
 - 3 評議員会は、評議員の総数が第6条に定める定数を下回ることとなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
 - 4 評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮して行うものとする。

第33条（評議員の資格）

評議員の選任に当たっては、私立学校法第31条第3項及び第6項、第46条第2項及び第3項並びに第62条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守するとともに、この法人の評議員は、他の2人以上の評議員と親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

第34条（評議員の任期）

- 1 評議員の任期は、選任後3年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。
- 2 評議員は、再任されることができる。

第35条（評議員の解任及び退任）

- 1 評議員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事・評議員選任委員会の決議によって解任することができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
 - (3) 評議員としてふさわしくない非行があったとき
- 2 評議員は次の事由によって退任する。
 - (1) 任期の満了
 - (2) 辞任
 - (3) 死亡
- 3 評議員は、第6条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の評議員が選任されるまでは、なお、評議員としての権利義務を有する。

第36条（評議員会の構成）

評議員会は、全ての評議員で組織する。

第 37 条（評議員会の職務等）

- 1 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。
- 2 理事会は、次の各号に掲げる事項についての決定をするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。
 - (1) 重要な資産の処分又は譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 予算及び事業計画の作成又は変更
 - (4) 役員及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準の策定又は変更
 - (5) 収益事業に関する重要事項
 - (6) 私立学校法第 23 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号から第 15 号までに定める事項を除く寄附行為の変更
 - (7) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
 - (8) 寄附金品の募集に関する事項
 - (9) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの
- 3 評議員会は、法令及びこの寄附行為で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項について決議する。
 - (1) 私立学校法第 23 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号から第 15 号までにに関する寄附行為の変更
 - (2) 私立学校法第 109 条第 1 項第 1 号に定める事由による解散
 - (3) 合併

第 38 条（評議員会による理事の行為の差止めの求め）

- 1 評議員会は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、監事に対し、第 31 条の請求を行うことを求めることができる。
- 2 前項の場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるにもかかわらず、評議員会において前項の請求を行うことを監事に求める旨の決議が否決されたとき、又は当該請求を行うことを監事に求める旨の評議員会の決議があった後遅滞なく当該請求その他の手続が行われなときは、評議員は、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

第 39 条（評議員会による責任追及の訴えの求め）

評議員会は、役員又は清算人が任務を怠ったことによってこの法人に損害が生じた場合には、書面又は電磁的方法により、理事長（理事の責任を追及する場合には監事）に対し、役員又は清算人の責任を追及する訴えの提起を求めることができる。

第 40 条（評議員会の開催）

評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後 3 月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

第 41 条（評議員会の招集）

- 1 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 2 評議員の総数の 3 分の 1 以上の評議員は、共同して、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員の総数の 3 分の 1 以上の評議員は、共同して、理事長に対し、一定の事項を評議員会の

会議の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の日の20日前までにしなければならない。

- 4 評議員会を招集する場合には、理事会において、次に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。
 - (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 会議の目的である事項があるときは、当該事項
 - (3) 会議の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）について、議案が確定しているときはその概要、議案が確定していないときはその旨
 - (4) 私立学校法施行規則で定める事項
- 5 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。

第42条（評議員による評議員会の招集）

- 1 前条第2項の規定による請求があった日から20日以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合には、同項の規定による請求をした評議員は、共同して、神奈川県知事の許可を得て、評議員会を招集することができる。
- 2 前項の評議員は、その全員の協議により、前条第4項各号に掲げる事項を定め、他の評議員に対し、書面又は電磁的方法（他の評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。
- 3 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。

第43条（監事による評議員会の招集）

- 1 第29条第2項の規定により監事が評議員会を招集する場合には、監事は第41条第4項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。
- 2 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。

第44条（評議員会招集手続の省略）

前3条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の合意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

第45条（評議員会の運営）

評議員会に議長を置き、評議員の互選によって定める。

第46条（評議員会の決議）

- 1 評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 私立学校法第92条第1項に規定する決議
- 3 前2項の規定にかかわらず、役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任を免除する決議は、議決に加わることができる評議員の全員一致をもって行わなければならない。
- 4 前3項の決議について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。
- 5 評議員は、書面又は電磁的方法により評議員会の議決に加わることができる。

第47条（評議員会の議事録）

- 1 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、議長並びに出席した評議員のうちから互選された評議員2名以上及び出席した監事が署名又は記名押印し、評議員会の日から10年間、これを事務所に備えて置かなければな

らない。

第 48 条（評議員会への役員の出席等）

- 1 理事長、業務執行理事及び監事は、評議員会に出席しなければならない。
- 2 理事長、業務執行理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。

第 7 章 理事会と評議員会との協議

第 49 条（理事会と評議員会との協議）

- 1 法令又はこの寄附行為の定めるところにより理事会の決議及び評議員会の決議を必要とする事項について理事会と評議員会の決議が異なる場合、理事長は、更に審議を尽くすために、当該事項を会議の目的である事項として、再度評議員会を招集することができる。
- 2 全ての理事は、前項の評議員会に出席し、前項の事項に関し改めて必要な説明を行うものとする。
- 3 評議員会は、前項の理事の説明を十分に尊重して、再度決議を行わなければならない。

第 8 章 教師会

第 50 条（教師会）

- 1 この法人に、教師会を置く。
- 2 教師会は、専任の教員及び教師会が指名した非常勤の教員をもって組織する。
- 3 教師会においては、次の各号を決議する。
 - (1) 第 4 条に定める各学校の校長の候補者の推薦
 - (2) 第 8 条第 1 項第 2 号に定める理事候補者の推薦
- 4 この寄附行為に定めのない教師会に関する事項は、別途規程等でこれを定める。

第 9 章 学園総会及び学内会

第 51 条（学園総会）

- 1 この法人に、学園総会を置く。
- 2 学園総会の会員は、次の各号に掲げる者とする。
 - (1) この法人の理事、職員
 - (2) この法人の設置する学校の在校生の保護者
- 3 学園総会においては、次の各号を決議する。
 - (1) 第 8 条第 1 項第 5 号に定める理事候補者の推薦
 - (2) 第 32 条第 1 項第 4 号に定める評議員候補者の推薦
- 4 理事会は、第 37 条第 2 項各号について、学園総会にて報告する。
- 5 学園総会は、理事会が招集する。
- 6 学園総会を招集するには、各会員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面又は電磁的方法により通知しなければならない。
- 7 前項の通知は、会議の 1 週間前までに発しなければならない。
- 8 学園総会に議長を置き、議長は、会員のうちから学園総会において選任する。
- 9 学園総会の決議は、会員総数の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 10 学園総会の会員は、書面又は電磁的方法により学園総会の議決に加わることができる。

第 52 条 (学内会)

- 1 この法人に、学内会を置く。
- 2 学内会の会員は、前条第 2 項に準ずる。
- 3 理事会は、第 37 条第 2 項各号について、学内会にて報告する。
- 4 学内会は、理事会が招集する。
- 5 この寄附行為に定めのない学内会に関する事項は、別途規程等でこれを定める。

第 10 章 予算及び事業計画等**第 53 条 (会計年度)**

この法人の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

第 54 条 (予算及び事業計画)

この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長又は理事会の指名した理事が編成し、理事会で決議しなければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。

第 55 条 (役員及び評議員の報酬)

役員及び評議員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。ただし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。

第 56 条 (責任の免除)

- 1 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法第 92 条の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の決議によって免除することができる。
- 2 理事は、前項の規定に基づく責任の免除(理事の責任の免除に限る。)に関する議案を理事会に提出するには、各監事の同意を得なければならない
- 3 第 1 項の決議を行ったときは、理事長は、遅滞なく、私立学校法第 92 条第 2 項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には 1 か月以内に当該異議を述べるべき旨を評議員に通知しなければならない。
- 4 評議員の総数の 10 分の 1 以上の評議員が前項の期間内に同項の異議を述べたときは、第 1 項の規定に基づく責任の免除をしてはならない。
- 5 第 1 項の決議があった場合において、当該決議後に同項の役員に対し退職慰労金その他の私立学校法施行規則で定める財産上の利益を与えるときは、評議員会の決議による承認を受けなければならない。

第 57 条 (責任限定契約)

理事(理事長、業務執行理事及びこの法人の職員である理事を除く。以下この条において「非業務執行理事」という。)又は監事が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事又は監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金 1 万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法第 92 条の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事又は監事と締結することができる。

第 11 章 資産及び会計**第 58 条 (資産)**

この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

第 59 条 (資産の区分)

- 1 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産とする。
- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。
- 5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産又は収益事業用財産に編入する。

第 60 条 (基本財産の処分の制限)

基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の決議によって、その一部に限り処分することができる。

第 61 条 (積立金の保管)

基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

第 62 条 (経費の支弁)

この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

第 63 条 (会計)

- 1 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。
- 2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。

第 64 条 (予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会で決議しなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

第 65 条 (事業報告及び決算)

- 1 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の決議による承認を受けなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 計算書類
 - (4) 計算書類の附属明細書
 - (5) 財産目録
- 2 理事長は、前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号及び第 5 号の書類の内容を定時評議員会に報告し、その意見を聴かななければならない。
- 3 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。

第 66 条 (財産目録等の備付及び閲覧)

- 1 この法人は、毎会計年度終了後 3 月以内に役員等名簿（役員及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。以下同じ。）を作成しなければならない。
- 2 この法人は、前条第 1 項各号及び前項の書類、監査報告、役員及び評議員に対する報酬等の支

給の基準を記載した書類並びに寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合（役員等名簿及び寄附行為を除く書類にあっては、第4条に定める学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合に限る。）には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供し又はこれらの書類の謄本若しくは抄本を交付しなければならない。

- 3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について評議員以外の者から同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせ又は交付をすることができる。

第67条（資産総額の変更登記）

この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

第12章 寄附行為の変更

第68条（寄附行為の変更）

- 1 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議（私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第15号に定める事項を除く寄附行為の変更にあつては、評議員会への諮問。次項において同じ。）を得て、神奈川県知事の認可を受けなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、私立学校法施行規則に定める届出事項については、理事会の決議及び評議員会の決議を得て、神奈川県知事に届け出なければならない。

第13章 解散及び合併

第69条（解散）

- 1 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。
 - (1) 理事会の決議及び評議員会の決議による決定
 - (2) この法人の目的たる事業の成功の不能
 - (3) 合併
 - (4) 破産手続開始の決定
 - (5) 神奈川県知事の解散命令
- 2 前項第1号又は第2号に掲げる事由による解散は、神奈川県知事の認可を受けなければならない。

第70条（残余財産の帰属者）

この法人が解散した場合（合併又は破産手続開始の決定によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会の決議により選定した学校法人、教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人、地方公共団体又は国に帰属する。

第71条（合併）

この法人が合併しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議を得て神奈川県知事の認可を受けなければならない。

第14章 補則

第72条（公告の方法）

この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示して行う。

第 73 条 (施行細則)

この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

(附則)

- 1 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事 (理事長)	本澤 昌三
理事	秦 理絵子
理事	森 厚彦
理事	中瀬 佐栄子
理事	浦上 裕子
理事	大嶋 まり
理事	喜多 麗子
監事	山内 明
監事	脇元 利恵子
- 2 この寄附行為は、神奈川県知事が認可した日 (2004 年 11 月 9 日) から施行する。
- 3 2015 年 3 月 31 日までの間は、第 24 条第 1 項中「卒業生」とあるのは、「シュタイナー学園又は NPO 法人東京シュタイナーシュレを卒業した者の保護者」と読み替えるものとする。
- 4 この学校法人設立当初の役員及び評議員の任期は、第 10 条第 1 項、第 26 条第 3 項によらず、登記日から 2008 年 3 月 31 日までの期間とする。
- 5 2008 年 4 月 1 日一部改正
- 6 この寄附行為は、神奈川県知事が認可した日 (2012 年 3 月 27 日) から施行する。
- 7 2014 年 2 月 17 日神奈川県知事が認可したこの寄附行為は、2014 年 4 月 1 日から施行する。
- 8 この寄附行為は、神奈川県知事が認可した日 (2018 年 8 月 30 日) から施行する。
- 9 この寄附行為は、神奈川県知事が認可した日 (2019 年 8 月 16 日) から施行する。
- 10 この寄附行為は、2020 年 4 月 1 日から施行する。
- 11 この寄附行為は、神奈川県知事が認可した日 (2022 年 6 月 3 日) から施行する。

(附則)

- 1 2025 年 3 月 25 日に神奈川県知事が認可したこの寄附行為は、2025 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この寄附行為の施行の際現に在任する役員及び評議員の資格及び構成については、2025 年度の定時評議員会の終結の時までは、なお従前の例による。この場合において、評議員のうちから、この寄附行為の定めるところにより選任された理事については、当該終結の時に、この法人と協議の上、理事又は評議員のいずれかを辞任しなければならない。
- 3 この寄附行為の施行の際現に在任する役員であって、2026 年度の定時評議員会の日よりも前に任期が満了するものの任期については、その終期を 2026 年度の定時評議員会の終結の時まで伸長する。
- 4 この寄附行為の施行の際現に在任する評議員の定数については、2026 年度の定時評議員会の終結の時までは、12 名以上 32 名以内とする。
- 5 この寄附行為の施行の際現に在任する評議員については、その任期を 2025 年度の定時評議員会の終結の時までに短縮し、次のとおり改選したうえで、その任期を 2026 年度の定時評議員会の終結の時までとする。
 - (1) この法人の職員のうちから、理事会において選任された者は、評議員会において選任する。
 - (2) この法人の設置する学校を卒業した年齢 25 歳以上の者のうちから、理事会において選任された者は、評議員会において選任する。
 - (3) この法人の設置する学校の在校生、卒業生若しくは修了生の保護者又は NPO 法人東京シ

- ユタイナーシュール若しくは NPO 法人藤野シュタイナー高等学園に在席していた児童生徒の保護者のうちから、理事会において選任された者は、評議員会において選任する。
- (4) この法人の設置する学校の在校生の保護者であって、学園総会の会員に直近の1年間に亘って在籍した者のうちから、学園総会において推薦され、理事会において選任された者は、評議員会において選任する。
 - (5) この法人の設置する学校の所在する地域に在住、若しくは在職する者のうちから、理事会において選任された者は、評議員会において選任する。
 - (6) 学識経験者（職員及びこの法人の設置する学校を卒業したものを除く）のうちから、理事会において選任された者は、評議員会において選任する。